

## 第3章 環境施策の展開方向

---

### 3. 1 貴重な自然を残せるまち

- 3. 1. 1 貴重な自然環境を次世代に引き継ぎます。
- 3. 1. 2 身近な自然環境の保全に努めます。
- 3. 1. 3 農林業と環境の調和を図ります。

### 3. 2 健康で安心して暮らせるまち

- 3. 2. 1 よりよい生活環境の創出に努めます。
- 3. 2. 2 安全な食と水環境の確保に努めます。
- 3. 2. 3 循環型社会を推進します。
- 3. 2. 4 リスク管理の視点を取り入れます。

### 3. 3 エネルギーを大切にし、資源が循環するまち

- 3. 3. 1 地球温暖化防止のため、省エネルギーを励行します。
- 3. 3. 2 新エネルギーの導入及び環境と産業の調和を図ります。

### 3. 4 環境について学び、自ら行動できるまち

- 3. 4. 1 環境学習や環境保全の活動を広めます。
- 3. 4. 2 「もったいない」という意識を高めます。
- 3. 4. 3 きれいなまちづくりを進めます。

# 第3章 環境施策の展開方向

目指すべき環境像の実現に向け、基本目標像を柱とした環境施策の体系に基づき、取り組むべき具体的な環境施策の展開方向を示します。

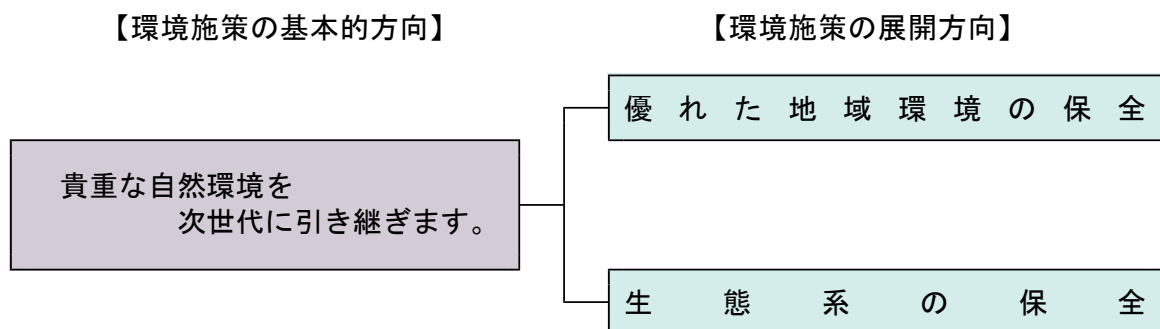
## 3. 1 貴重な自然を残せるまち

### 3. 1. 1 貴重な自然環境を次世代に引き継ぎます。

本市は風の松原や小友沼、そして世界遺産白神山地を望む恵まれた自然環境に囲まれています。これらの貴重な自然環境を次世代に継承するためには長期的展望に立った管理運営計画が必要です。そのためには学識経験者や自然保護の関連団体等による自然環境の継続的観察と対象地の運用目的の明確化、そして対象地域を自然のプロセスに任せて残すところと、人の利用を許容しながら適切に利用管理を行うところにある程度区分する施策が必要です。

このことから、市民、研究機関、行政等が連携をとりながら、地域の貴重な自然環境の保全を推進します。また、そのためにグリーン・ツーリズムや自然観察会などを積極的に取り入れた活動を推進します。

#### ◎環境施策の展開方向



## ■優れた地域環境の保全

- ◇豊かな自然を生かした森林セラピーやグリーン・ツーリズム等を積極的に推進します。
- ◇貴重な動植物の調査に努め、保全や保護の方策を検討します。
- ◇風の松原、米代川、きみまち阪、小友沼、白神山地などの優れた自然環境を次世代に引き継いでいくため、現地調査や啓発活動などに努めます。
- ◇関係機関と連携しながら風の松原の松くい虫による被害の拡大を防止し、保全に努めます。
- ◇地域の財産としての自然環境をマップなどで市民に周知し、整備・保全を図ります。
- ◇自然と共生するうえで、マナー向上の啓発に努めます。
- ◇自然保護活動の指導者となる自然観察指導員を育成します。

## ■生態系の保全

- ◇市内に生息・生育する貴重種は、その生息・生育環境や生態に沿った手法での保全に努めます。
- ◇生態系への人為的影響の軽減や外来種移入の防止などに努め、生態系の保全を図ります。
- ◇生態系の保全のため、動植物の生息・生育調査を検討します。
- ◇「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ活動」と協力・連携し、ガンカモ類の生息環境の保全に努めます。
- ◇人と野生動物との共生のための方策を検討します。
- ◇野生動物を適正に保護するため、鳥獣保護区の保全・拡充を促進します。
- ◇「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」や「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の適正運用などにより、野生生物の保護と生息・生育環境の保全に努めます。



小友沼

### 3. 1. 2 身近な自然環境の保全に努めます。

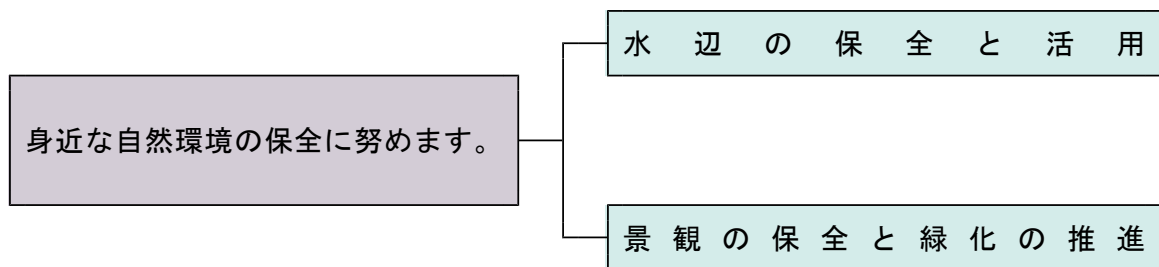
本市には身近に触れることができる自然がいたるところにあります。公園や街路樹、川べりといった身近な自然環境の保全は、まちの景観を魅力的なものにし、自らの地域に対する誇りや愛着心の育成につながります。また、身近な自然は子供たちが日常的に自然環境に触れ、生命の不思議さや複雑な仕組みを学ぶ絶好の場でもあります。

このことから、市民、事業者、行政、学校等が連携を深めつつ、身近な自然環境を大切にすまちづくりを推進します。

#### ◎環境施策の展開方向

【環境施策の基本的方向】

【環境施策の展開方向】



水生生物調査

## ■水辺の保全と活用

- ◇地域の河川や池沼の水質浄化のための市民運動を支援します。
- ◇市民やボランティアによる海岸や河川などの清掃活動を支援するとともに、不法投棄の防止に努めます。
- ◇河川堤防への植栽により、潤いのある環境づくりを促進します。
- ◇河川改修にあたっては、治水機能の向上に努めるとともに、自然環境に配慮しながら、多自然型工法による護岸整備を進めます。
- ◇安全で親しみのある水辺環境を創出するため、水辺の整備を促進します。
- ◇河川や急傾斜地などの防災工事の際には、十分な防災機能を確保するとともに、できるだけ周囲の景観や生息・生育する生物に配慮した施工に努めるよう、関係機関と協議していきます。
- ◇河川・池沼及び湿地などは、生物の多様性の確保、景観形成などの機能を有していることから、自然の状態で維持できるよう保全に努めます。
- ◇公園や学校施設等の公共施設やため池、河川の一部を利用して、生き物が戻ってくるような環境の再生やビオトープの構築に努めます。

## ■景観の保全と緑化の推進

- ◇生活環境の緑化や市民の緑化に対する意識の高揚を図るため、花いっぱい運動などを推進します。
- ◇アダプトプログラム等の活用により、街路樹や植樹帯、都市公園等、身近な自然の緑化を市民と連携を図りながら推進します。
- ◇公共施設などの緑化を図ります。
- ◇景観形成に関する指針について検討します。
- ◇まち並み景観の向上のため、電線地中化の促進に努めます。
- ◇まちの景観整備を図るため、各路線ごとに街路樹の統一化を図ります。
- ◇里山の整備による人とクマなどの野生動物との生息を区分する方策を検討します。
- ◇街区公園等での遊具の利用に際し、子ども達が安全・安心に遊べるよう地域と連携を図りながら定期的な点検を行います。

### 3. 1. 3 農林業と環境の調和を図ります。

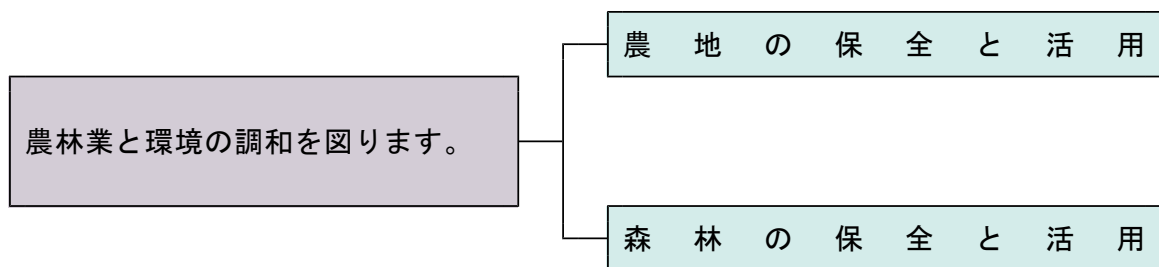
農林業の振興と環境保全は密接な関係にあります。水田や畑は食料生産機能のほかに洪水調節機能や多様な生物の生息地を提供する機能があります。また、日本人の原風景としての農村景観は見る人に深い安らぎをもたらす保健・教育機能もあります。森は水源かん養、二酸化炭素の固定、大気の浄化、生物種保存、レクリエーション機能を有します。

このことから、先人が風土の中で培った知恵を生かしながら環境と農林業の調和を推進します。

#### ◎環境施策の展開方向

【環境施策の基本的方向】

【環境施策の展開方向】



稲刈り

## ■農地の保全と活用

- ◇農村地域の水環境や生態系の保全を図るため、農地・水・環境保全向上対策事業により農村のため池・水路などの維持管理を支援します。
- ◇施設の老朽化や土砂の堆積などにより、用水不足が懸念されるため池やかんがい排水路等のかんがい施設の改修を推進し、安定した農業用水の確保に努めます。
- ◇農作業の合理化や農村の環境整備などのために、農道の整備・維持管理の充実を図ります。
- ◇休耕地や遊休地の増加防止を図ります。
- ◇農薬や化学肥料の適正使用を促進します。
- ◇農用地におけるカドミウム吸収抑制対策を進めます。
- ◇農村の持つ公益的機能を活かし、グリーン・ツーリズムなど農村地域と都市との交流を促進します。
- ◇市民の健全な余暇活動と農業に対する理解を深めるため、市民菜園の充実を図ります。

## ■森林の保全と活用

- ◇私有林や市有林の保全を図り、森林の持つ公益的機能を維持します。
- ◇森林の持つ公益的機能を維持するため、市有林や私有林の下刈・除伐・枝打・間伐を進めるほか、作業の効率化を図るため、作業道の開設・整備などを進めます。
- ◇伐採などの森林施業の指針である「能代市森林整備計画」の着実な推進を図ります。
- ◇松くい虫対策対象松林で松くい虫対策を進めます。  
また、それ以外の区域に対しては、松くい虫被害木搬出を進めます。



間伐作業

### 3. 2 健康で安心して暮らせるまち

#### 3. 2. 1 よりよい生活環境の創出に努めます。

私たちは誰もが安心して暮らせる生活環境を欲しています。きれいな水、きれいな空気、不必要な騒音のない環境は人が生活していく上で最低限、必要な要素です。

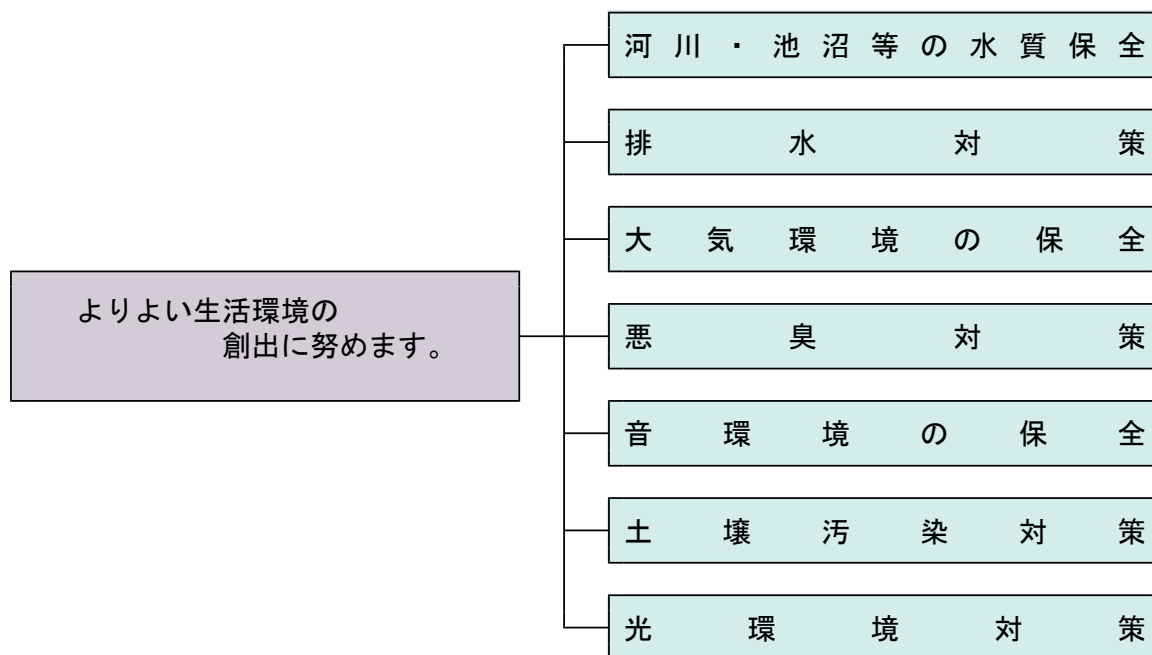
安全・安心して暮らせる生活環境は行政だけでは実現できません。

このことから、安心して暮らせるまちづくりのため、市民、事業者、行政が協力しながら誰もが住みたくなり、誇りを持てるようなまちづくりを推進します。

#### ◎環境施策の展開方向

【環境施策の基本的方向】

【環境施策の展開方向】





## ■河川・池沼等の水質保全

- ◇関係機関と協力し、米代川水系での油類などの流出事故発生時における被害の拡大防止を図るための緊急連絡体制を強化します。
- ◇国や県などの関係機関や米代川流域の市町村と協力・連携し、ごみや生活排水などによる水質汚濁防止に努めます。
- ◇水質汚濁事故の未然防止と事故時の被害の拡大防止を徹底させます。
- ◇ダイオキシン類や有害化学物質などの濃度を把握します。
- ◇公共用水域の水質状況の定期的な分析調査を行います。
- ◇河川や池沼において、水生植物などによる自然浄化作用を活用した水質向上について検討します。

## ■排水対策

- ◇公共下水道、農業集落排水及び浄化槽整備事業を推進します。
- ◇浄化槽設置整備促進のため、融資あっせん及び利子補給により支援します。
- ◇公共下水道への接続を促進するとともに、トイレの水洗化を支援します。
- ◇生活排水が混入している水路の整備や排水管の布設を行い、周辺環境の悪化を防止します。
- ◇中央衛生処理場の機能管理に努めます。
- ◇工場・事業場排水による水質汚濁事故の未然防止と事故時の被害の拡大防止を徹底させます。
- ◇水質汚濁につながる有害化学物質等の自主的管理の徹底と使用量の削減を促します。
- ◇アクリルたわしや環境負荷の少ない洗剤の使用など、台所で容易にできる生活排水対策の啓発に努めます。



終末処理場

## ■大気環境の保全

- ◇酸性雨・黄砂に関する情報の収集・提供に努めます。
- ◇ごみの野焼きなどの不適正な焼却をしないよう指導・周知などを行います。
- ◇工場・事業場に対して大気汚染に繋がる有害化学物質などの自主的な管理の徹底と使用の削減を促します。

## ■悪臭対策

- ◇日常生活における悪臭を防止するための自主的な対策や配慮を促します。
- ◇下水側溝等の悪臭防止に努めます。
- ◇工場・事業場排水の悪臭防止に関する啓発や指導に努めます。
- ◇家畜排泄物の悪臭防止に関する啓発や指導に努めます。

## ■音環境の保全

- ◇工場・事業場に対して、法令等の遵守の指導・周知などに努めます。
- ◇国道などの主要な沿道や住宅地の騒音の状況を定期的に測定するとともに、必要に応じ測定地点の見直しなどを検討します。
- ◇日常生活における騒音を防止するための自主的な対策や配慮を促します。
- ◇深夜営業などを営む事業者に対して、騒音に関する啓発・指導に努めます。

## ■ 土壌汚染対策

- ◇ 土壌の定期的な分析調査を行います。
- ◇ 工場・事業場に対して、有害化学物質などによる土壌汚染などを防止するため、法令等の遵守の指導・周知などに努めます。
- ◇ ダイオキシン類やその他の有害化学物質などの濃度を把握します。

## ■ 光環境対策

- ◇ 光害に配慮した街灯の導入を検討します。
- ◇ 街灯や照明看板などの光による生活環境への影響に関する情報の収集・提供に努めます。
- ◇ 街灯による虫害の防止を研究します。
- ◇ 街灯の発色による防犯対策等について検討します。
- ◇ 街灯増設の手法として、街灯費の受益者負担の例を研究します。
- ◇ 日照阻害などの生活環境への影響に関する情報の収集・提供に努めます。
- ◇ 肉眼や望遠鏡による星空観察会等により、光環境への意識を高めます。



スターウォッチング：子ども環境探偵団

### 3. 2. 2 安全な食と水環境の確保に努めます。

現在、日本における食の安全神話が揺らいでいます。営利を優先するあまり、消費期限の改ざんや、表示とは異なる食材を使用する報道が後を絶ちません。また、食料の輸入自由化に伴い農薬残留野菜の市場への出回りもわれわれの食生活を脅かしています。言うまでもなく、食は我々の生命を支える根本要素です。

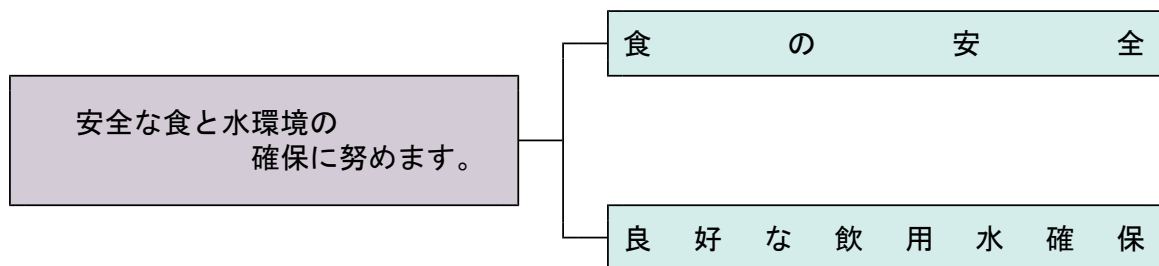
また、飲料水の量と質の確保も安全・安心な生活の基本要素です。

このことから、地域の農家の方々との連携を深めながら、安心して食べられる食材を地域で生産し消費する仕組み（地産地消）を推進します。さらに良好な飲料水の確保を図り、誰もが安全で健康な毎日を送れるよう、食と水への市民の関心を促します。

#### ◎環境施策の展開方向

【環境施策の基本的方向】

【環境施策の展開方向】



そば打ち体験

## ■食の安全

- ◇安全・安心な農産物生産を促進します。
- ◇食育の推進を行います。
- ◇産直販売の促進を行います。
- ◇有機・無農薬栽培の促進と消費者への意識啓発を行います。
- ◇消費者ニーズへの対応と地場産農作物の付加価値を高めるため、県の認証制度を活用した減農薬・有機栽培を促進します。

## ■良好な飲用水確保

- ◇水道整備を効率的に進めます。
- ◇民営の簡易水道及び小規模水道に対し、適正な維持管理が行われるよう指導します。
- ◇民営の簡易水道及び小規模水道が行う施設整備や水質検査に対して支援します。
- ◇安全で衛生的な飲用水の確保のため、水質検査の啓発や水質汚染に関する情報提供に努めるとともに、関係機関と連携しながら水質検査の指導の強化を図ります。
- ◇水道未普及地域の飲用井戸水の水質検査を行います。



農産物直売所「きみまち杉ちよくん」

### 3. 2. 3 循環型社会を推進します。

大量生産、大量消費、大量廃棄といったこれまでのライフスタイルはいつまでも続けられるものではありません。このままでは、このシステムを支えてきた各種資源の不足と価格上昇を招き、社会生活に大きな影響を及ぼします。

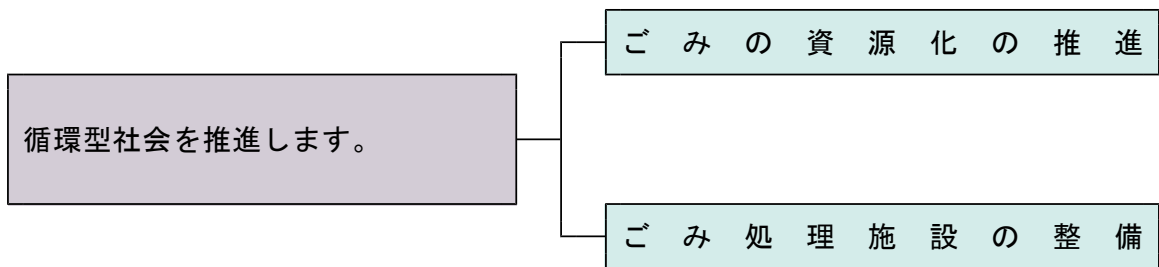
今ある資源のストックを枯らすことなく、将来世代も我々と同様の利便性を得られるようにするためには資源の循環を推進する必要があります。

このことから、ごみの減量、再使用、リサイクルを積極的に推進します。また高齢者の方々にも配慮したごみの分別・収集の仕組みづくりを検討します。

#### ◎環境施策の展開方向

【環境施策の基本的方向】

【環境施策の展開方向】



コンポスト見なおし隊の勉強会



ごみナビボランティア活動

## ■ごみの資源化の推進

- ◇公共施設へ常設のリサイクルボックスを設置し、市民の利便性を向上させるよう検討します。
- ◇ごみ分別を推進するため、モデル地区の設置を検討します。
- ◇資源ごみ収集に関し、廃棄物収集業者等の民間活力の導入を検討します。
- ◇コンポストの普及推進に向け、コンポスト見なおし隊や食の環研究会など民間団体の活用を推進します。
- ◇生ごみの堆肥化等を試行するとともに、その利活用などの問題点の把握や課題の整理を行います。
- ◇報奨金やコミュニティビジネス等に関する検討を進め、資源化の推進に努めます。
- ◇びんや缶、ペットボトルなどの集団回収を拡げ、リサイクル率の向上を図ります。
- ◇商店などでのトレイの回収と資源化を促進します。
- ◇粗大ごみのリサイクルについて調査・検討に努めます。
- ◇建設副産物のリサイクル・リユースなどの適正処理を進めます。
- ◇農業用廃プラスチックの適正処理を促進します。
- ◇ごみの廃棄について、事業者への適切な処理を指導します。
- ◇分別収集を進めるため、廃棄物減量等推進員制度の有効活用に努めます。
- ◇ごみ出しの機会を利用して、一人暮らし老人への声掛けや安否確認、地域コミュニケーション活性化の検討を行います。
- ◇分別に対する高齢者への説明の仕方などに配慮します。
- ◇戸別収集など、高齢者世帯等に配慮したごみの収集方法を検討します。

## ■ごみ処理施設の整備

- ◇ごみ処理施設の整備を計画的に推進します。
- ◇最終処分場については、広域化も視野に入れた検討を行います。

### 3. 2. 4 リスク管理の視点を取り入れます。

本市では産業廃棄物の不適正処理に伴う環境の悪化があり、今もその対策が行われています。大事なことは、このことを教訓として、同じことが二度と起こらないような対策を促進していくことです。

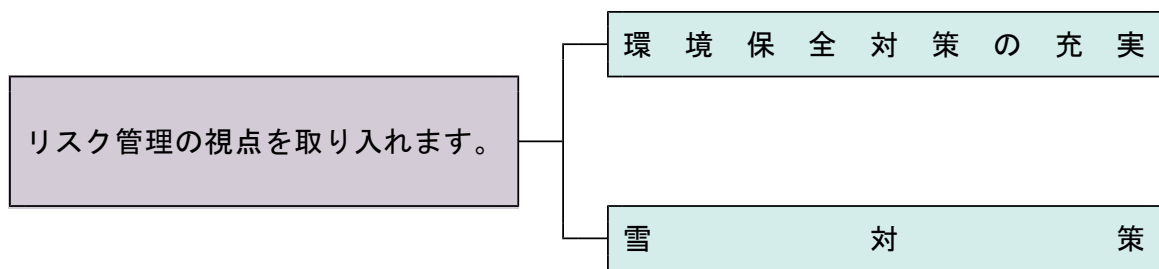
そして、あらゆる種類のリスクを想定した施策を推進することにより、誰もが安心して住めるまちづくりを推進することです。

このことから、規制の見直し、環境アセスメントの厳格な実施、防災体制の充実、万全な雪対策等を講じつつ、安全で安心して住めるまちづくりを推進します。

#### ◎環境施策の展開方向

【環境施策の基本的方向】

【環境施策の展開方向】



除雪作業



## ■環境保全対策の充実

- ◇能代産業廃棄物処理センターなどの環境保全対策は、地元住民や県と連携しながら、適正に行います。
- ◇「能代産廃問題」の教訓を踏まえ、環境に対する市民の積極的な行動や保全活動を行政が一体となって促進します。
- ◇工場・事業場等が使用している有害化学物質などに対しては、「P R T R法」の遵守の指導・周知に努めます。
- ◇環境問題に関する最新の研究や国・県の法令改正等に迅速に対応し、必要に応じて条例、規則などの整備及び見直しを実施します。
- ◇建築資材に含まれる化学物質について、情報の収集・提供に努めます。
- ◇公害の未然防止に関する啓発に努めます。
- ◇環境問題に関する苦情を把握し、適切かつ迅速な対応に努めます。
- ◇大気や水質など市内の環境について把握するため、環境調査を行います。
- ◇法令等の遵守の指導・周知などに努めます。
- ◇環境に影響を及ぼす規模の大きい事業の実施に当たっては、事前の環境影響評価（環境アセスメント）を実施させ、環境保全対策の措置を促進します。
- ◇事業活動に伴う公害の未然防止と環境保全を図るため、必要に応じて環境保全協定の締結を進め、その運用を図ります。
- ◇行政区域を越えた環境問題に広域的に取り組むため、国や県内外の自治体との協力体制を強化します。
- ◇災害に備え避難場所、危険箇所、断層の状況などの情報提供を行います。
- ◇防災体制の充実・強化に努めます。
- ◇地球温暖化の進行に伴い、温室効果ガスの削減など「緩和策」だけでなく、温暖化への「適応策」の必要性を認識し、その情報収集に努め、施策を検討します。

## ■雪対策

- ◇毎年度の除雪計画や高齢者世帯の除雪支援制度を市民に周知するとともに、道路などの除雪のあり方や除雪時の障害物への対処のルールの周知にも努めます。
- ◇除雪、雪下ろし、排雪作業に関する地域コミュニティの活用を検討します。
- ◇周辺環境に配慮した雪の堆積場の整備を図ります。
- ◇都市公園などの排雪場としての利用を、地域住民や利用者とともに検討していきます。
- ◇排雪作業に伴う公共施設の使用を検討します。
- ◇消雪設備などの整備を検討します。

### 3. 3 エネルギーを大切にし、資源が循環するまち

#### 3. 3. 1 地球温暖化防止のため、省エネルギーを励行します。

地球温暖化は、人類全体が早急に取り組まなければならない問題の一つです。また、地球温暖化は我々一人ひとりがその原因を作っており、またその影響を被っていることを認識すべきです。

私たちが実践できる温暖化対策としては、省エネルギーがあります。

一人ひとりの省エネルギー行動は小さいかも知れませんが、それを全市単位で行うことによる省エネルギー効果はとて大きなものとなります。

このことから、地球温暖化を視野に入れつつ、省エネルギー行動の推進、省エネルギー設備の推進、省エネルギーシステムの推進を中心に進めます。

#### ◎環境施策の展開方向

##### 【環境施策の基本的方向】

地球温暖化防止のため、  
省エネルギーを励行します。

##### 【環境施策の展開方向】

省エネルギー行動の推進

省エネルギー設備の推進

省エネルギーシステムの推進



常盤小・中学校のソーラーシステム

### ■省エネルギー行動の推進

- ◇環境に配慮した運転（エコドライブ）の普及・啓発に努めます。
- ◇関係機関と連携し、アイドリングストップ運動などの啓発活動に努めます。
- ◇アイドリングストップの重点実施地域を検討します。
- ◇こまめな節電や、冷暖房温度の夏28℃、冬20℃設定など、省エネルギー型ライフスタイル・事業活動の普及・啓発に努めます。
- ◇省エネルギーの取り組みについて情報を発信し、普及・啓発に努めます。
- ◇公共交通機関（バス・鉄道）の利用を促進します。
- ◇徒歩や自転車利用の普及・啓発を図ります。

### ■省エネルギー設備の推進

- ◇低公害車の普及・啓発に努めます。
- ◇低公害・省エネルギー型の家電製品・事業機器の導入を促進します。
- ◇コージェネレーションシステムの普及促進に努めます。
- ◇高気密・高断熱など、建築物の省エネルギー化について普及・啓発に努めます。

### ■省エネルギーシステムの推進

- ◇地球温暖化につながる温室効果ガス削減の普及・啓発に努めます。
- ◇市自らが、環境配慮に向けた先進的な取組を展開し、事業者の環境配慮の意識を啓発します。
- ◇ノーカーデーやカーシェアリングなどの普及・啓発に努めます。
- ◇事業者の環境対策を推進するため、（仮称）省エネルギー協力企業大賞の創設を検討します。
- ◇環境マネジメントシステムの普及に取り組みます。

### 3. 3. 2 新エネルギーの導入及び環境と産業の調和を図ります。

現在、私たちが依存している化石燃料の有限性を考えると新エネルギーへのシフトは避けられません。しかしながら現段階における新エネルギー依存度は世界的に見ても17%にすぎません。今後は地域特性に見合った新エネルギーの導入が必要です。

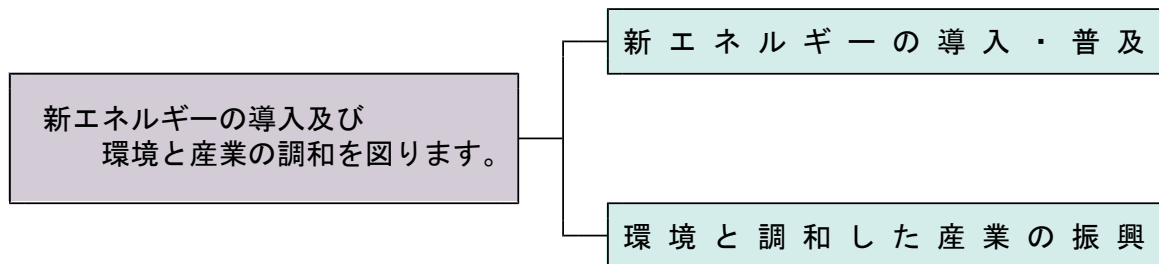
一方で新エネルギーの導入は新たな産業の育成にもつながります。

このことから、新エネルギーの導入・普及、バイオマス資源の利活用、能代港の利活用によるリサイクル産業の推進を軸に、エネルギー政策や環境と調和した産業振興を推進します。

#### ◎環境施策の展開方向

【環境施策の基本的方向】

【環境施策の展開方向】



能代バイオマス発電所

## ■新エネルギーの導入・普及

- ◇新エネルギーの活用に関する情報の収集・提供に努めます。
- ◇太陽光・熱、風力などを活用した自然エネルギーの導入を促進します。
- ◇工場・事業場からの廃熱などの未利用エネルギーの活用を促進します。

## ■環境と調和した産業の振興

- ◇スギ間伐材などの林地残材を有効利用するための方途を検討します。
- ◇木材残さ、農業残さ、家畜排泄物などの地域特性を活かしたバイオマス資源の利活用を図り、関連産業の可能性と誘致推進の検討を行います。
- ◇終末処理場等から排出される汚泥の有効利用について検討します。
- ◇廃食用油の回収と再利用を推進します。
- ◇リサイクルポートである能代港を有効に活用し、資源リサイクル産業の立地を促進します。
- ◇「秋田県北部エコタウン計画」を促進します。
- ◇能代港関連企業との連携を強化します。



廃食用油の回収



廃食用油を使った石けんづくり

### 3. 4 環境について学び、自ら行動できるまち

#### 3. 4. 1 環境学習や環境保全の活動を広めます。

本市の環境を将来世代にわたって保全するためには、特に幼少期における自然環境学習が重要です。また、それらの学習プログラムを推進するのは地域の学校や活動団体等が中心的な役割を担わなければなりません。加えて環境学習の内容は自然の仕組みにとどまらず、先人たちから継承した自然との付き合い方、使い方も網羅する必要があります。

このことから、これらの環境学習プログラムの実施を推進し、その過程や成果を絶えず市内外に情報発信しつつ、本市の環境を守り・活用していく人材の育成に取り組んでいきます。

#### ◎環境施策の展開方向

##### 【環境施策の基本的方向】

環境学習や環境保全の活動を広めます。

##### 【環境施策の展開方向】

環境学習の振興

環境保全団体等の育成

環境情報の収集と発信



子ども環境探偵団

## ■環境学習の振興

- ◇行政、市民、学校が連携しながら環境について学習できる環境整備に努めます。
- ◇子ども環境探偵団・環境大学などの環境学習の機会の充実に努めます。
- ◇「あきたエコマイスター協議会」と連携し、環境に関する意識の啓発を図ります。
- ◇環境シンポジウムなどの環境に関するイベントの開催を検討します。
- ◇環境に関するイベントにおいて子供向けの環境学習コーナーの充実に努めます。
- ◇地域環境としての伝統文化を継承していくための方策を検討します。
- ◇地域環境としての歴史を掘り起こし、伝えていけるよう努めます。

## ■環境保全団体等の育成

- ◇環境保全団体などの育成を図り、その団体などの実施する環境保全活動の支援に努めます。
- ◇環境に関するボランティアの育成に努め、(仮称)「環境ガイド」制度の導入を検討し、市民による環境保全活動などを促進します。
- ◇環境活動について顕著な団体や個人に対し、表彰や推薦を行い、その活動を広く紹介します。
- ◇地球規模で環境問題について考える国際性豊かな人材の育成に努めます。

## ■環境情報の収集と発信

- ◇広報などにより、環境マネジメントシステムを始めとした情報の提供に努めます。
- ◇ホームページの内容を充実させ、情報を発信していきます。
- ◇市民や企業の持つ独自の環境情報の収集に努めます。
- ◇環境家計簿など、市民が日常生活において実践できる環境保全活動の情報提供を行います。
- ◇環境会計導入などについて情報の収集・提供に努めます。
- ◇県内各都市と連携して、環境に関する各種問題についての情報交換を行い、地域環境の改善に努めます。
- ◇地球温暖化によって感染症のリスクが高まっていることから、情報の収集・提供に努めます。

### ●●●地球温暖化と感染症●●●

地球温暖化が進行すると、蚊などの媒介動物の増加や水質汚濁などによる衛生環境の悪化が予想されており、これに伴い日本脳炎、マラリア、テング熱などの感染症のリスクが高まってきます。

感染症の流行は、居住環境や公衆衛生など複数の要因によりますが、蚊などの媒介動物の居場所を作らないなどの対策と、省エネルギーなどの温暖化防止の対策を心がけていく必要があります。

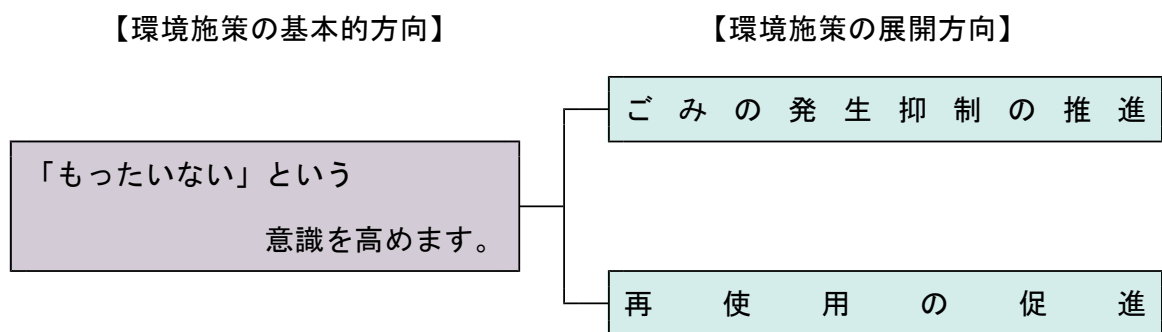
### 3. 4. 2 「もったいない」という意識を高めます。

大量生産、大量消費、大量廃棄のライフスタイルがいつまでも続けられないことは自明です。そのためにも我々の生活を循環型社会へシフトしなければなりません。3 R（Reduce：リデュース、Reuse：リユース、Recycle：リサイクル）が提唱されていますが、最も重要なことはごみを出さないことです

現在、本市のごみ処理に年間一人当たり1万6千円程度を費やしています。

このことから、リサイクルへの取り組みだけでなく、特に2 R（Reduce：リデュース、Reuse：リユース）の意識を高めることにより、ごみの減量を推進します。

#### ◎環境施策の展開方向





### ■ごみ発生抑制の推進

- ◇ごみの発生を抑えるリデュースの意識啓発に努めます。
- ◇マイバック使用の普及・啓発に努めます。
- ◇ごみを出さない、エネルギーを使わない、素材を活かしたエコクッキングの普及・啓発に努めます。
- ◇ごみの減量化に取り組む団体等を支援します。

### ■再使用の促進

- ◇繰り返し使用するリユースの意識啓発に努めます。
- ◇フリーマーケットや「ばくる市」などの生活用品交換の機会を設けます。
- ◇関係機関と連携し、放置自転車などの再使用について検討します。
- ◇資源回収やごみ分別に市民が積極的に取り組める仕組み作りを検討します。
- ◇環境への負荷が少ない製品などを、環境負荷低減に取り組む事業者から優先して購入する「グリーン購入」に努めます。



環境フリマ「能代エコ貯金」

### 3. 4. 3 きれいなまちづくりを進めます。

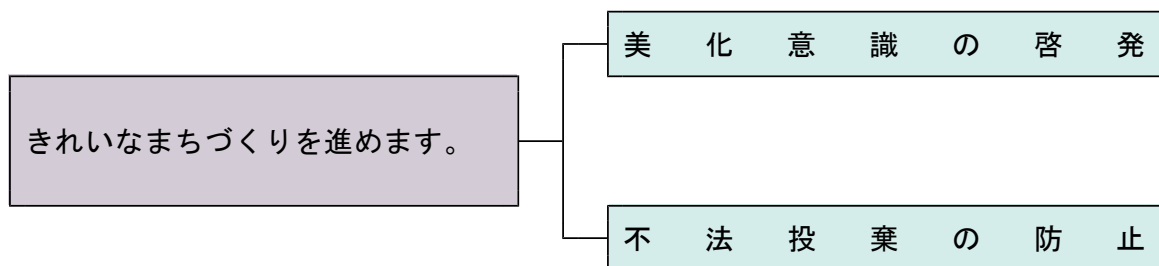
豊かな環境や美しい景観も心無い人たちのごみのポイ捨てや不法投棄によって大きく損なわれています。そしてこれらのポイ捨て、不法投棄の多くは本来子供たちに見本を示すべき大人によってなされています。また、不法投棄の処理費用はそのほとんどが税金によって賄われていることも認識すべきです。

このことから、ごみのポイ捨てのないきれいなまちづくりのため、大人に対するマナー教育とごみの不法投棄への規制強化やその防止に積極的に取り組んでいきます。

#### ◎環境施策の展開方向

【環境施策の基本的方向】

【環境施策の展開方向】



ふるさとクリーンアップ

## ■美化意識の啓発

- ◇アダプトプログラムの導入等を行い、環境に対する意識啓発・教育を推進します。
- ◇ポイ捨て禁止等、マナー向上に関する啓発活動を行います。
- ◇野焼きによるごみの不適正な焼却をしないよう周知・指導を徹底します。
- ◇自治会、子ども会等による地域ごとの清掃活動の普及・啓発に努めます。
- ◇街区公園等の公衆トイレの定期的な点検を行います。
- ◇公共施設の利用にあたっては、マナーの向上に努めるよう啓発活動を行います。

## ■不法投棄の防止

- ◇監視員によるパトロールや啓発活動等を強化します。
- ◇不法投棄抑止のため、監視カメラの設置を検討します。
- ◇警察と連携しながら不法投棄の早期発見、防止を図ります。
- ◇廃棄物の適正処理に関する意識の啓発に努めます。
- ◇廃棄物減量等推進員を配置するとともに、ごみの排出に関する説明会や指導の場を設け、ごみの適正処理を促進します。



秋の落葉清掃

